

胎内農業振興地域整備計画の変更理由書

1 農業振興地域整備計画の変更理由（法第 13 条第 1 項）

経済事情の変動その他情勢の推移により変更の必要性が生じたため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により農業振興地域整備計画の変更を行うものである。

付図番号①～③については、経済事情の変動その他情勢の推移により農振農用地とする必要性が生じたため、同法第 13 条第 1 項の規定により農業振興地域整備計画の変更を行うものである。

2 マスタープランの変更

変更する事項	変更理由	備考
-	-	-

3 農用地利用計画の変更

(1) 編入

付図番号	編入箇所 (大字、字、地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の 用途区分
①	胎内市平木田 字大沢田 239-2	農振法第 10 条第 3 項第 1 号及び 農振法第 10 条第 3 項第 5 号該当 具体的理由：県営経営体育成基 盤整備事業平木田柳原地区の事 業予定地区内となり、10ha 以上 の集团的農用地となるため。	登記地目 宅地 293.90 m ²	農用地 区域
②	胎内市横道 字大川原 1180 他 35 筆	農振法第 10 条第 3 項第 1 号及び 農振法第 10 条第 3 項第 5 号該当 具体的理由：県営経営体育成基 盤整備事業横道地区の事業予定 地区内となり、10ha 以上の集团的 農用地となるため。	登記地目 田 43,510 m ²	農用地 区域
③	胎内市夏井 字大石沢川原 406-1 他 7 筆	農振法第 10 条第 3 項第 1 号及び 農振法第 10 条第 3 項第 5 号該当 具体的理由：県営経営体育成基 盤整備事業夏井坪穴川合地区の 事業予定地区内となり、10ha 以上 の集团的農用地となるため。	登記地目 田 1,079 m ² 原野 4,740 m ² 合計 5,819 m ²	農用地 区域

(2) 除 外

作図 番号	除 外 箇 所 (大字、字、地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの 除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
-	-	-	-	-	-

(3) 用途変更

作図 番号	変 更 箇 所 (大字、字、地番)	変更前の 用途区分	用途変更の理由	変更面積 (登記簿地目)	変更後 の用途
-	-	-	-	-	-